

令和元年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第2号 熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について
議案第3号 後援名義使用願の承認について
議案第4号 平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用
図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について
議案第5号 平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用
図書採択協議会委員の選任について
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】3件

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《3月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日 時 令和元年5月8日（水）午後5時00分から
場 所 役場北館3階 大会議室

【教育委員会定例会出席者】

教育長	勘六野 朗
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	松井みゆき
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育次長	貝口 良夫
統括理事（学校指導担当）	吉田 茂昭
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	野津 恵
学校教育課長	松浪 敬一
学校教育課学校指導参事	河井 淳
学校教育課学校指導参事	荒木 圭典

では、議案第2号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

勘六野教育長 議案第2号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認とします。

それでは、次に議案書の2ページ、議案第3号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明をお願いいたします。

荒木参事。

荒木参事 議案第3号「後援名義使用願の承認について」ご説明申し上げます。

平成31年度4月1日付で第64回大阪府小学校・第62回大阪府中学校音楽教育研究会泉南大会実行委員会会長寺田博氏より、第64回大阪府小学校・第62回大阪府中学校音楽教育研究会泉南大会の開催について当委員会の後援名義使用願がございましたので、これを承認するというものでございます。本案件は、審議の案件としてご審議をお願いするものです。

3ページの後援承認申請書をごらんください。

開催日、開催場所でございますが、令和元年11月13日水曜日、場所は岸和田市立文化会館（マドカホール）、岸和田市立大宮小学校、城北小学校です。

行事の概要についてですが、小学校・中学校における音楽教育に関する研究の発表、研究授業並びに討議会、研究演奏などを行うものです。参加予定人員は約300名、参加対象者は小学校、中学校の音楽科教員、参加者負担は2,500円となっております。

4ページからは第1次案内、また収支予算書、名簿等がございますので、ご参照ください。

以上、議案第3号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

勘六野教育長 ただいまの説明で何かご質問はございませんか。

大阪府の教科の研究大会が2日ありまして、本件もその一つなんですけれども、これは泉南地区でやるから後援名義ということですね。

荒木参事

はい。

勘六野教育長

だから、いろいろ府下を点々として、今回は泉南地区でやるので後援名義をとりたいというような案だと思います。

特にご異議ございませんでしょうか。

では、議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第3号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付の議案書16ページ、議案第4号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」事務局からの説明をお願いいたします。

林理事。

林理事

議案第4号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」ご説明申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、第13条第4項及び第5項の規定により、平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び同協議会規約、同協議会運営要項について同意するとともに、本町教科用図書採択にあたり同協議会における採択結果を尊重することに同意するというものでございます。

まず、表題につきまして、平成32年度使用というふうに書かせていただいております。府作成仕様に合わせたものです。府作成仕様というのは、資料につきましては改元前につくられたものということで、平成32年度使用となっているため、それに合わせております。恐らく今後、令和2年度使用というふうに変わっていくかなと思われま

す。32年度使用の教科書につきましては、小学校は13種目全種目の採択、中学につきましては、昨年度道徳がありましたので、道徳以外の教科書の採択があるというふうになっております。その採択をするのが今年度ということになっています。

それでは、教科書の仕組み等についてのご説明を申し上げたいと思

いますので、24ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、教科書とはということで1番に書いております、教科書の定義です。教科書とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに類する学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童または生徒用図書であると定められております。

2番目には、教科書の使用義務について書かれております。全ての児童・生徒は、教科書を用いて学習する必要がある。学校教育法第34条には、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないと定められている。この規定は、中学校、高等学校等にも準用されております。

25ページをごらんください。

では、採択の仕組みについて少し説明をさせていただきますので、真ん中より下ほどの3番、教科書採択の仕組みというところをごらんください。

教科書採択とは、学校で使用する教科書を検定することです。

1番には採択の権限とあります。では誰が決めるのかということですが、教科書を検定する権限は、公立学校については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属する。すなわち、市町村立の学校については市町村の教育委員会が教科書の採択を行う。また、国立及び私立の学校については校長が採択を行うということで、熊取町については教育委員会が教科書の採択を行う権利を持っているということになります。

17ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。17ページをお開きください。

では、そういったことは法律の中でどんなふうにかかれてあるかということで、17ページ上から2行目にありますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律について少し説明をさせていただきます。

18ページをごらんください。

中ほどより下のあたりで括弧づけで採択地区と書いているところがあります。第12条のところをごらんいただいてよろしいでしょうか。第1項になりますが、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」ということで、大阪府の

ほうで採択地区というのを設定しております。それに基づいて私たちは教科書を採択するということになるわけですが、その表を36ページに載せておりますので、36ページをごらんください。

変更されております。昨年度までは、左の表を見ていただきたいんですけども、旧と書いております38地区でしたが、今年度からは、新と右に書いておりますが、大阪市が4つの地区に分かれて、全て府下は41地区というふうになっています。これは、先ほども言わせていただいたとおり府が設定しておるんですが、同一の教科書を使用するのが適当であると考えられているという地区の規模を考えて府が設定しているということになります。

委員会を見ていただくと、郡については2つ以上の市町あるいは村が一緒になって共同採択するというようになっております。表の一番下には泉南郡地区となっております。泉南郡については、熊取町、田尻町、岬町で共同採択をするに適する規模であるというふうに考えます。1つ上を見ていただいたら、阪南市であれば、もう市であれば単独で採択をするということになりますが、町村であれば複数の地区で共同採択というふうになっております。

再度18ページへお戻りください。

第13条をごらんいただいてもいいでしょうか。教科用図書の採択ということを書いております。「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目、（教科用図書の教科ごとに分類された単位）」です。小学校であれば13種目ということで、国語とか書写とか社会とか、今回英語が新しく入るんですが、教科のことを教科書採択では種目というような言い方をします。

「種目ごとに一種の教科用図書について行なうもの」ということで、一つに決めていくということになります。

次のページをごらんいただいてもよろしいでしょうか。19ページです。

第4項、上から3行目のところをごらんいただきたいと思います。第1項では、先ほど種目ごとに1種の教科書、図書について行うということを書いておりましたが、4項のところ、「第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなけ

ればならない。」というふうに書いております。そこについては、教育委員会が協議によって規約を決めて、また、協議を行うための協議会を設けなければならないというふうに書いております。泉南郡についても、規約を定め協議会を設けたいというふうに思っております。

その規約及び協議会の要項につきましては、33ページをごらんいただけますでしょうか。

泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の規約とあります。

まず、一番最初には協議会の目的ということで、「第1条 この協議会は、泉南郡の町立小学校及び中学校において、翌年度に使用する教科用図書を種目ごとに同一とするために、同地区内の町教育委員会の行う採択について連絡調整を図ることを目的とする。」というふうに書いています。

真ん中あたりに組織と書かせていただいております。第7条です。

「協議会は、委員9名をもって組織する。」ということですが。

委員の内訳につきましては、その下の委員の任命というところをごらんください。「第8条 委員は、各町の教育長並びに教育委員会の委員1名及び各町に在籍する小・中学校児童・生徒の保護者1名をそれぞれの所属する教育委員会が任命又は委嘱する。」とあります。3つの町が集まっておりますので、各町から3名ずつ掛ける3で、9名で組織ということになります。

では、第11条、一番下のほうです。教科用図書の選定の方法につきまして少し説明をさせていただきます。「第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び大阪府教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書において投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する」。

右側、34ページです。「4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。」ということで、一応このような流れをもって選定していくということになっています。

次に、調査員があります。「第12条 協議会は、必要な調査を行うため、調査員を置くことができる」。少し飛びまして調査研究委員

会、ここにつきましても「第13条 協議会は、必要に応じ調査研究委員会を置くことができる。」と書いてあります。

調査員、調査研究委員会につきましては、次の35ページの要項をもとに説明させていただきたいというふうに思っています。35ページをごらんください。

上から6行目、6番「協議会に専門的な調査検討を行うための置くことができる」。7番、では調査員は誰がするのかということですが、「関係町教育委員会は、所管する小・中学校の校長及び教員のうち、当該種目についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に任命することができる」。6では「置くことができる」というふうに書いておりますが、例年、採択協議会については調査員を置いて、そこで専門的な調査を行っていただいております。

7番の(1)です。調査員の数については町ごとに1種目につき1名ということですので、3町集まりますので1種目につき3名の調査員が調査するということになります。(2)には、調査員は教科用図書の採択に利害関係を有しない者であること、また、別紙様式により誓約書を提出させること。

8番です。「調査員は、採択が適正に行われるために、大阪府教育委員会が作成する教科用図書選定資料、附則第9条関係教科用図書選定資料等を活用して、種目ごとに必要な調査検討を行い、適切な資料を付して、調査結果を調査研究委員会に報告」します。

9番、10番については調査研究委員会のことについて書いております。「協議会は、調査員の資料作成を整理検討するため調査研究委員会を置くことができる。」とあります。例年調査研究委員会も置いております。(1)番、調査研究委員会の構成メンバーですけれども、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから協議会が委嘱した者で構成する。例年、校長先生と教育委員会事務局職員が入って調査研究委員会を行っております。(2)については、調査員にも書かれていたとおりです。利害関係を有しないということ、あわせて誓約書を提出していただいております。

10番です。「調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申する」。調査員のほうから資料を調査研究委員会に上げられますので、その資料を見て調査研究委員会は最終、協議会に具申という形になります。

11番をごらんください。「教科用図書の採択に関する学校、教育研究会等の意見については校長又は研究会等の代表者を通じ、資料を

付して、それぞれの所属する教育委員会に申し出ることができるものとする。」とありますが、調査員調査もやっていただきますが、それとあわせて例年、学校にも調査をしていただいております。調査員調査の結果と学校調査の結果を調査研究委員会に上げて、そこで調査研究委員会のほうで整理検討するということになっております。11には教育研究会等の意見というふうに書いておりますが、昨年度につきまして、あるいはその前の年につきましても、教育研究会にはもう調査依頼はしておりません。ことしもその方向でというふうに考えております。

今、順に説明させていただいたものが、37ページをごらんください。先ほど口頭で言わせていただいたものを図式化したものが37ページになります。

上のほうに書いております府教委のほうを選定審議会に諮問して、専門調査員が依頼を受けて選定審議会に報告してとありますが、ここで府のほうで選定資料、教科書の特徴についてまとめた資料を府教委のほうでつくられるということです。その資料も参考にしながら調査研究を行うということになります。府教委のほうから町教委に、一方に指導・助言・援助ということで、必要であれば援助を求めたら、府教委のほうから援助いただけるということになっております。

真ん中の町教委のほうですけれども、きょうの同意をいただいた後は町教委のほうから泉南郡採択協議会に諮問するという形になります。お願いします。泉南郡採択協議会のほうからは、調査員と調査研究委員会にあわせて依頼すると。調査をお願いします、専門的な人ですっかり調査してくださいということで依頼をします。あわせて町教委のほうから、外の囲みになりますが、一番下の町立学校にも調査してくださいということで、これは町教委のほうから依頼をします。依頼を受けた町立学校のほうは、調査研究委員会に報告します。そして、調査員のほうも調査研究委員会に報告をします。そこで、調査研究委員会のほうがその内容を受けて整理検討します。ただ、あわせて調査員のほうは、採択協議会に対しても報告会で報告するというのもやっております。

最終、それを踏まえて調査研究委員会のほうが泉南郡採択協議会に具申をします。それを受けた泉南郡の採択協議会が、各それぞれの町教委方針ということで、この教科書会社がいいだろうということで1種目につき1社を決定したものを具申するという流れになっています。

ですので、泉南郡採択協議会の設置及び規約運営要項についてご同

意いただきたいということが1点と、2点目には、本町の教科用図書採択に当たり、同協議会における採択結果を尊重するという事に同意いただくということに関して審議いただき、ご承認いただきたいというふうに思います。

申しわけないです。2点目の本町教科用図書採択に当たり、同協議会における採択結果を尊重することに同意するという点については説明が抜けておりました。

19ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

無償措置に関する法律の中の5番です。上のほうになりますが、「前項の場合において」ということで、共同採択である場合は規約を決めて協議会を設けなさいということ。「前項の場合において、当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」ということが法律の中に書かれておりますので、今回の議案の2つ目の同協議会における採択結果を尊重することに同意するという事で、この点についてもご審議いただきご承認いただきますようよろしくお願いいたします。前後して申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

勘六野教育長

ただいまの説明で何かご質問はございませんか。流れ等かなり詳しく話をさせていただきましたが、よろしいですか。

結局、協議会の設置と、それから協議会で決まったことを町教委がそのまま同じものを採択するというその2件やと思いますが、それについて同意いただけますでしょうか。

では、議案第4号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

勘六野教育長

議案第4号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会の設置及び協議会規約等への同意について」承認とします。説明ご苦労さまでした。

では次に、また教科書のことですけれども、同じく当日配付の議案書の38ページ、議案第5号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」

事務局から説明を願います。

林理事。

林理事

議案第5号「平成32年度使用教科用図書採択に係る泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。

泉南郡小学校・中学校教科用図書採択協議会規約第8条に基づく委員の選任について協議し、決定するというものでございます。

39ページをごらんください。

先ほども説明をさせていただいたので、また重複するところではあるんですが、中ほどより少し下、委員の任命、第8条であります。

「委員は、各町の教育長並びに教育委員会の委員1名及び各町に在籍する小・中学校児童・生徒の保護者1名をそれぞれの所属する教育委員会が任命又は委嘱する。2 教科用図書の採択に利害関係を有する者は、委員となることができない。」というふうになっております。ですので、委員さんの中で1名、採択教育委員ということになっていただきたいなというふうに思いますので、委員の選定につきましてご決定いただきますようお願いいたします。

勘六野教育長

わかりました。

それでは、教育委員さんの中からお一方選定委員を選定するということですが、利害関係があるかないかが一番基本になります。

教育委員の中では松井委員を指名したいと思いますが、利害関係はございませんか。

松井委員

はい、ありません。

勘六野教育長

では、松井委員にお願いしたいと思います。

林理事

ありがとうございます。

それでは皆さん、委員と書いて下線を引いてありますが、そこに松井みゆきさんとお名前を書いていただけますでしょうか。みゆきさんは平仮名です。

ありがとうございます。では松井委員、よろしく願いいたします。以上です。

- 勘六野教育長 これで、議案第5号というのは終了したいと思います。
 以上で本日の会議に付された議案が終了いたしましたけれども、ほかに何か協議すべき事案はございませんでしたか。
 ないようですので、これをもちまして令和元年5月教育委員会定例会の審議の部分を終了いたしたいと思います。
 続きまして、そのほかの報告事項に入りたいと思いますが、順次、挙手の上報告していただきたいと思います。
 立石課長。
- 立石課長 『後援名義使用願の承認について（第16回ひまわりオープンペタ
 ンク大会）P. 9より説明』
- 勘六野教育長 ただいまの説明でご質問はございませんか。
 例年承認しているという事業で、ここに後援による効果等も書かれてお
 りますので、ことしも引き続いてこれを承認するというところで、よろ
 しいでしょうか。
- 委員全員 （「はい。」の声）
- 勘六野教育長 それをお願いいたします。
 では、ほかに説明ございますか。
 荒木参事。
- 荒木参事 『後援名義使用願の承認について（第56回道徳教育研究会、「チャ
 イルドラインはらっぱ」の開設、子どもの声を聴く「チャイルド
 ラインはらっぱ」受け手ボランティア養成講座の開設）P. 42～P.
 45より説明』
- 勘六野教育長 ただいまの2件の後援名義申請につきまして何かご質問はございま
 せんでしょうか。
 梶山委員。
- 梶山職務代理 質問じゃないんですけれども、もしわかればなんです、去年1年
 間で1,900人の子どもたちの電話が着信したということですが、
 ども、これ延べですか、それとも実数ですかね。

勘六野教育長 荒木参事。

荒木参事 それにつきましては、人数という形でこの報告になっておりますが、実施報告によりますと、年間着信件数が1,925件ということでございますので、延べ数と考えております。

勘六野教育長 ほかにご質問はございませんか。
なければ、昨年同様、教育委員会として承認するという形でご異議ございませんか。

委員全員 (「はい。」の声)

勘六野教育長 では、それではよろしくお願いいたします。
そのほかの報告事項をお願いします。
吉田統括。

吉田統括理事 『小・中学校行事予定P.46により説明』

勘六野教育長 ありがとうございます。
ただいまの説明で、スケジュールを見てご質問はございませんか。
では、そのほかの報告事項がありましたらお願いします。
立石課長。

立石課長 『生涯学習推進課事業予定P.10～P.11より説明』

勘六野教育長 ご質問はございませんでしょうか。
では、そのほかにも報告事項はありますか。
館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P.12～P.13より説明』

勘六野教育長 ただいまの説明でご質問ございませんか。
午前、午後1回ずつ2分の映像を繰り返してやっているということですか。

原田図書館長 30分間なんですけど……

勘六野教育長 そうすると15サイクルということですか。

原田図書館長 そうですね。

勘六野教育長 それで、それが午前と午後にあるのですか。

原田図書館長 はい。

勘六野教育長 わかりました。
ほかにご質問ございませんか。
それでは、そのほかに報告事項がありましたらお受けしますが、いかがですか。ございませんか。
そしたら、審議並びに報告事項が終わりましたので、これで令和元年5月の教育委員会定例会を終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

閉会 午後5時42分
